

平成24年度上士幌町敬老会開催及び敬老祝金贈呈実施要領

1 趣 旨

長年にわたり、町の発展に寄与された高齢者の方々の長寿を祝うため、敬老会を開催するとともに、その尽力に感謝し労をねぎらうことを目的として「敬老祝金」を贈呈する。

2 実施主体

上士幌町

3 実施内容

(1) 敬老会の開催について

- ①開催日時 平成24年9月11日(火) 11時00分から12時00分まで
- ②開催場所 山村開発センター 大ホール
- ③対象者 基準日平成24年9月1日で満70歳、88歳、100歳になられた方
 - ・昭和16年9月2日から昭和17年9月1日までに生まれた方
 - ・大正12年9月2日から大正13年9月1日までに生まれた方
 - ・明治44年9月2日から大正 元年9月1日までに生まれた方(平成23年9月1日以降上士幌町に在住し、平成24年9月1日現在居住の方(住民基本台帳登録者))
- ④式次第 別紙による。
- ⑤来賓者
 - ・上士幌町議会議長、副議長並びに議員
 - ・社会福祉法人 上士幌町社会福祉協議会長
 - ・上士幌町老人クラブ連合会長
 - ・上士幌町民生委員児童委員協議会長
- ⑥記念品 紅白饅頭・赤飯・酒(1合瓶)

(2) 敬老祝金等の贈呈について

- ①贈呈年月日 平成24年9月11日(火)
- ②贈呈場所 山村開発センター、役場保健福祉課窓口
- ③贈呈対象者 基準日平成24年9月1日で満70歳、88歳、100歳になられた方
 - ・昭和16年9月2日から昭和17年9月1日までに生まれた方
 - ・大正12年9月2日から大正13年9月1日までに生まれた方
 - ・明治44年9月2日から大正 元年9月1日までに生まれた方※平成23年9月1日以降上士幌町に在住し、平成24年9月1日現在居住の方(住民基本台帳登録者)
- ④贈呈祝金 上士幌町敬老祝金贈呈条例に基づき贈呈する。
 - ・70歳 10,000円(うち5,000円商品券)
 - ・88歳 15,000円(うち5,000円商品券)※100歳の方については、既に祝金を贈呈済み。
- ⑤贈呈花束等
 - ・100歳 花束及び祝状※敬老会に出席された場合のみ贈呈する。
※100歳の方の祝状は祝金とともに贈呈済みだが、本人又はご家族の了解が得られれば既にお渡しした祝状を預かり、敬老会にて贈呈式を行う。
- ⑥贈呈方法
 - ・敬老会出席者
 - 70歳になられた方は敬老会受付で贈呈
 - 100歳・88歳になられた方は、町長から贈呈
 - ・敬老会欠席者
 - 役場保健福祉課窓口で贈呈

4 経 費

全額町負担とする。